

特集 防災

ID 1003223

いつ発生するか分からない地震などの災害。もしもの時に自分を、大切な家族を、どう守りますか。災害時の助けとなる、「自助」「共助」「公助」のうち、自分の安全は自分で守る「自助」を中心に紹介します。

☎危機管理課 ☎(632)2052



あなたの家は大丈夫？

家庭内備蓄・非常持出品の準備

ID 1003237

災害時には、電気やガス、水道などが使えなくなることや、食料品や生活用品などが手に入りにくくなる場合があります。それぞれの家庭に必要なものを考えて、最低3日間程度は生活できるように準備しましょう。

貴重品



- ▼現金
- ▼印鑑
- ▼健康保険証
- ▼預金通帳
- ▼免許証 など

衣類



- ▼下着
- ▼防寒着
- ▼靴下 など

その他



- ▼卓上コンロ(予備のガスボンベ)
- ▼ホイッスル など

飲料水・食料品



- ▼飲料水(1人1日当たり3ℓが目安)
- ▼缶詰やレトルトのおかず
- ▼レトルトのごはん
- ▼インスタント食品 など

応急医薬品



- ▼ばんそうこう
- ▼常備薬(鎮痛剤など)
- ▼処方薬
- ▼マスク
- ▼手指消毒液
- ▼体温計 など

ポイント

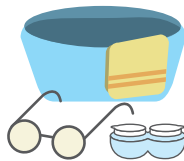
- ▼感染症防止のため、避難する際には体温計や手指消毒液、マスクも携行しましょう。
- ▼お風呂の残り湯などをすぐに捨てずにくみ置きしておく、地震などによる火災発生時の初期消火やトイレなどの雑用水に利用できます。
- ▼普段から食料や日用品を少し多めに買って置き、使ったら補充する方法(ローリングストック法)もおすすめです。

照明・情報端末など



- ▼懐中電灯
- ▼ラジオ
- ▼充電器(スマートフォン・携帯用)
- ▼電池 など

生活用品



- ▼洗面用具
- ▼化粧品
- ▼タオル
- ▼眼鏡・コンタクトレンズ
- ▼ビニール袋 など

未曾有の大災害から10年

平成23年3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災。東北地方を中心に、未曾有の災害となりました。

本市でも、震度6強の激しい揺れを観測し、地震直後から市内全域で長時間の停電が起きた他、市の東部を中心に、建物が壊れるなどの被害が発生しました。あの日から、今年で10年がたとうとしています。

今後も予想される大地震

東日本大震災からの10年間でも、熊本地震や北海道胆振東部地震など、全国で大規模な地震が発生しています。本市も、いつ大地震に見舞われるか分かりません。

日頃から、もしもの時に備えておくことが重要です。

防災の基本となる「自助」の取り組み

災害の被害を最小限に抑えるための取り組みには、「自助」「共助」「公助」という考え方があります。いずれも重要ですが、防災の基

「わが家の防災マニュアル」を リニューアルしました ID 1003235

本市では、市民の皆さんに防災に対する意識を高めてもらうため、「わが家の防災マニュアル」を令和元年台風第19号などを踏まえ、リニューアルしました。

各家庭での備えや、災害時に適切に行動するための防災知識を紹介していますので、ぜひご活用ください。

▼配布場所 危機管理課(市役所4階)、各地区市民センター・出張所・図書館・市民活動センター・コミュニティプラザ。

☎危機管理課
(632)2052

災害はいつ起こるか分かりません。日頃から災害に備えましょう。



危機管理課
主事 高嶋 大誠

緊急告知機能付き防災ラジオの購入を補助します ID 1019013

大規模な災害が発生したときや、発生する恐れがあるときに自動で電源が入り大音量で放送する緊急告知機能付き防災ラジオの購入を補助します。

ただし、補助制度が適用されるのは、市指定の防災ラジオを購入する場合に限りです。

▼対象 次の全てに当てはまる人。①市内在住で市税の滞納がない②メールを受信できる携帯電話を持たない、または携帯電話を持っていても登録制防災情報メールを利用できない。

▼自己負担額 3,600円(税込)。
販売価格1万4,300円のうち、市が1万700円を補助します。

▼申込方法 危機管理課または各地区市民センター・出張所に置いてある申込書(市ホームページからも取り出し可)に必要事項を書き、直接または送付で、〒320-8540市役所危機管理課へ。



日頃から考えておこう/ 避難の仕方 ID 1023693

避難とは、「難」を「避」けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難所に行く必要はありません。

もしもの時、どこに避難するかを日頃から考えておきましょう。

1 親戚や知り合いの家への避難

安全な場所にある親戚や知人宅に身を寄せることも、避難の1つです。

2 避難所への避難

開設している避難所を確認の上、非常持出品を持ち、避難所へは原則徒歩で避難しましょう。

3 自宅にとどまる

自宅が災害による被害の危険性がなく、安全な場所に位置している人は、避難する必要はありません。周囲が浸水しているなど、外に出ることが危険な場合は自宅2階以上に避難しましょう。

チェック 避難所に避難する時の注意点

避難所は、市が避難情報を発令した場合に開設します。どの避難所を開設するかは、災害の種類や被害状況に応じて決定します。事前に近くの避難所を確認しておき、開設された避難所に避難しましょう。

確認しておこう／

風水害時に優先的に開設する避難所 ID 1003234

本市では、洪水や土砂崩れなどによる風水害発生の際に、優先的に開設する緊急避難のための避難所として48カ所の施設を選定しています。

▼避難情報は、災害の種別(洪水、土砂災害)に応じて町名ごとに発令します。

▼避難所(緊急避難)は48カ所すべてを一斉に開設するのではなく、避難情報を発令した町名に対応した避難所を開設します。

▼どの避難所に避難するかは限定していないので、避難情報発令時に危険な場所にいる人は、避難が可能な避難所へ避難してください。

なお、風水害の備えについて、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

本にして、最も重要なのが、自分と家族の安全を自分で守る「自助」です。
自分や家族の身を守るために、何ができるかを考え、普段から災害への備えを万全にしておくことが大切です。
しかし、災害への日頃の備えについては、重要だと考えるものの、実際には備えていないという人が多く、「自助」の取り組みが不十分となっているようです。
今回は、今すぐに始められる「自助」の取り組みを紹介します。
今日かもしれない、「もしもの時」に備えて、今できることから始めましょう。



地震発生! その時どうする?

地震は、家具の転倒や備品の落下によるけがなどの他、火災や土砂崩れなどの二次災害を引き起こします。

地震が発生したらどうすべきかを今のうちから考え、落ち着いた行動を心掛けましょう。

地震が発生したら……

1 まず、わが身の安全

揺れを感じたら、まず机やテーブルの下に身を隠しましょう。

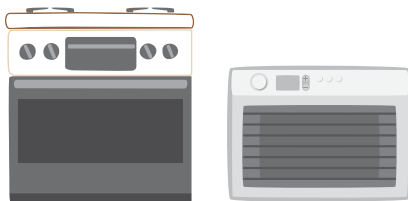
座布団などで頭を保護しましょう。



2 素早く冷静に火の始末

使用中のガス器具、電気器具やストーブなどは、素早く火を消しましょう。

余裕のないときは無理をせず、揺れがおさまってから行動しましょう。



3 慌てて外に出ない

屋根瓦が落ちたり、ガラスが割れたりするので注意しましょう。

ブロック塀などは倒れやすいので、近づかないようにしましょう。

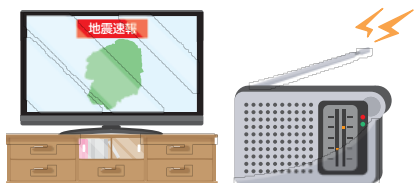


地震がおさまったら……

4 正しい情報入手を

ラジオやテレビ、行政機関などから正しい情報を入手しましょう。

うわさやデマに振り回されないようにしましょう。



5 協力し合って応急措置を

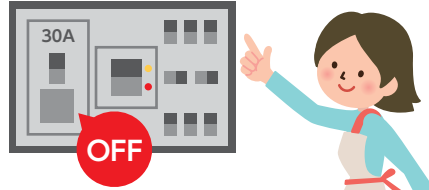
軽いけがなどの処置は、協力して手当てをしましょう。

家具や柱などの下敷きになった人がいたら、協力して救出しましょう。



6 避難の前に電気、ガスの安全確認

避難が必要なときは、火災などの二次災害を防ぐために、ブレーカーを切り、ガスの元栓を締めてから避難しましょう。



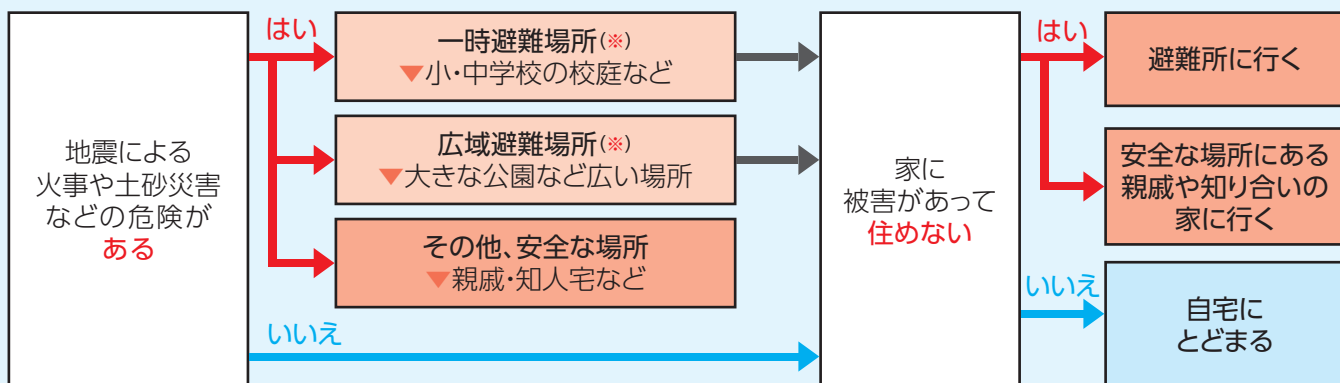
確認しよう

自分は避難すべきなの?

地震が発生した時は、下のフローを参照し、避難すべきか判断しましょう。

火災や土砂災害の恐れがない場合や、家に被害がない場合は避難する必要はありません。

その他、避難の考え方や非常持出品について、詳しくは、14・15ページをご覧ください。



※一時避難場所・広域避難場所は、一時的に避難ができる場所です。基本的に、食料や水の備えはありません。

災害時要援護者支援制度を 知っていますか？

特集
②

Q 災害時要援護者支援制度 ってなに？

A 集中豪雨や地震などの災害に備え、自力避難が困難な「災害時要援護者」に、日頃から声掛け・見守り活動を行い、災害発生時には誰が支援し、どこに避難するかなどについて、あらかじめ地域住民同士で決めておく、「地域ぐるみの助け合い」の制度です。

Q どういう仕組みなの？

A 要援護者ごとに、あらかじめ地域で支援者や避難場所を決めておき、災害発生時には、避難支援者が可能な範囲で、避難誘導などを行います(右の図参照)。

この制度は、地区支援班や地域の避難支援に携わる人の温かい善意によって支えられている、地域ぐるみで助け合う「共助」の仕組みにより成り立っています。

ただし、災害時の状況によっては、支援に携わる人が対応できない場合もあります。

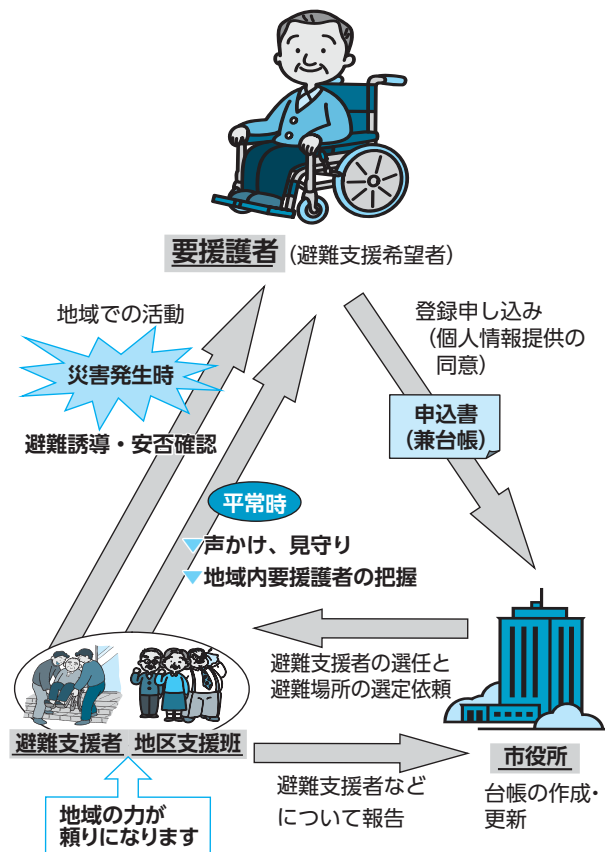
※地区によって活動状況は異なります。

Q 誰が利用できるの？

A 在宅で生活している高齢者(おおむね65歳以上)や障がい者などのうち、災害が発生した際、自力で避難することが困難で避難支援を希望する人(要援護者)が登録することで利用できます。

- ▼要介護3以上の高齢者。
- ▼「ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業」の見守り対象者。
- ▼身体障がい者手帳1・2級を所持している人。
- ▼療育手帳A・A1・A2を所持している人。
- ▼精神障がい保健福祉手帳1級を所持している人。
- ▼障がい福祉サービスを受けている難病患者。
- ▼その他、災害時の支援が必要と市長が認める人。

災害時要援護者支援制度の仕組み



災害時に支援してほしい人はこちら/ 制度の申込方法

各申込先に置いてある申込書(市ホームページからも取り出し可)に必要な事項を書き、直接または送付で、各申込先へ。

■申込書配布場所・申し込み先

担当地区	申し込み先
昭和、錦	〒320-8540市役所 保健福祉総務課(市役所2階) ☎(632)2919
石井、泉が丘、今泉、上河内、河内、清原、国本、五代若松原、桜、城東、宝木、中央、西、東、平石、細谷・上戸祭、瑞穂野、峰、御幸、築瀬、陽東、横川	〒320-8540市役所 高齢福祉課(市役所2階) ☎(632)2356
篠井、城山、姿川、雀宮、戸祭、富屋、豊郷、西原、富士見、緑が丘、宮の原、御幸ヶ原、明保、陽光、陽南	〒320-8540市役所 障がい福祉課(市役所1階) ☎(632)2673

※制度全般について、詳しくは、保健福祉総務課へお問い合わせください。